

平成23年9月1日に

県内市町村初！

# 横浜市DV相談支援センターを開設します

本市では、平成23年1月に策定した「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」に基づき、平成23年9月1日にDV相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）を開設し、新たに電話相談を開始します。

DV相談支援センターは、既存の区福祉保健センター、男女共同参画センターと新設のこども青少年局児童虐待・DV対策担当の3者を、同センターとして位置づけます。3者が一体的にDV相談支援センターとしての機能を果たすことにより、DV被害者の支援体制を強化し、「相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援」を目指します。

## 横浜市DV相談支援センターの業務内容

- ① 配偶者等からの暴力の相談をお受けします。（専用回線による電話相談、予約制の面接相談）
- ② 問題解決に役立つ情報提供や制度利用の調整を行います。（来所相談証明書の発行 等）
- ③ 緊急時の安全確保の相談に応じます。（一時保護の決定は、神奈川県が実施）
- ④ 保護命令に関する相談に応じ、地方裁判所への書面提出を行います。（保護命令の発令は、地方裁判所が実施）
- ⑤ 自立に向けた就業支援、住宅確保に関する制度や自助グループ等をご案内します。

※ \_\_\_\_\_ は新規業務

## 横浜市DV相談支援センター（電話相談窓口）

☎045-671-4275

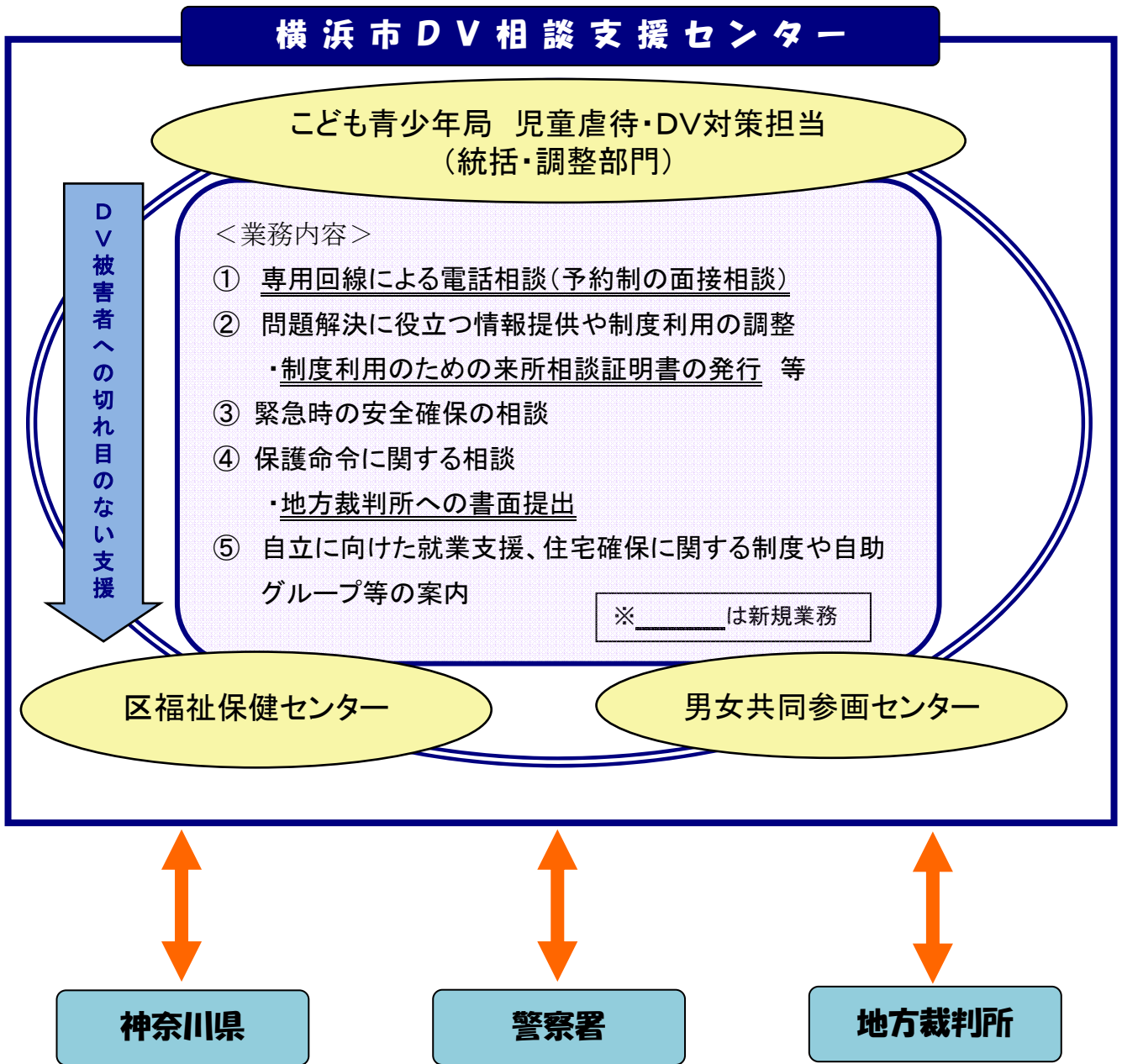
月曜～金曜の9時30分～12時、13時～16時30分  
（祝日・年末年始を除く）

☎045-865-2040

月曜～金曜の9時30分～20時（第4木曜を除く）  
土曜・日曜・祝日の9時30分～16時（年末年始を除く）

※相談場所については非公開

【関係図】



お問い合わせ先			
こども青少年局こども家庭課	児童虐待・DV対策担当課長	鈴木 裕子	Tel 045-671-4208
市民局男女共同参画推進課	課長	宮口 郁子	Tel 045-671-3691